

京都大学立看板規程について (5)

【ご意見・ご要望】（投稿日：2018年1月30日）

「京都大学立看板規程について (3)」に対するご回答の中の「ご指摘のような行為は、1つの団体が設置場所の中の特定の箇所を独占して他の団体が使用できなくなってしまう」という点には賛同いたしますが、一旦撤去した立看板をいつ再設置してもよいか不明確であり、特に他の設置可能な場所が空いている状況においては非合理的であると考えられます。そこで、「撤去した翌日には再設置可能とする」あるいは「他の設置可能な場所に即座に再設置することは可とする」といったような条項を追加してくださいようよろしくお願いいたします。

また、私の質問の書き方が悪かったようなので再質問いたしますが、第3条の場所に立看板を設置する際、第4条の例外を申請・許可によって（せめて横幅についてだけでも）認める条項を設けることはできないでしょうか。

以上、よろしくお願いいたします。

【回答】（回答日：2018年3月22日）

（総務部総務課、施設部プロパティ運用課、教育推進・学生支援部厚生課）

撤去した翌日に再設置したり、他の場所に即座に再設置したりすることは、規程第6条に違反するものであり、認められません。また、第4条の大きさの規定は、第3条及び第11条に規定する場所に設置する場合のことを定めているものですが、いただいたご要望を取り入れることは難しいと考えています。